

住みよいまちにするため皆様ご協力ください

☆ごみの分別ルールを守りましょう

ごみ分別マニュアルは
こちらから →



ごみの分別が正しくされていないことなどから、収集されず残されたごみの対応に、集積所を管理されている方々が非常に困っています。

自身が出したごみに黄色いステッカーが貼られている場合は、分別が正しくないか収集できないものです。持ち帰って、ごみ分別マニュアルなどを参考に、適切に対処してください。

(例) コンビニで以下の商品を買った場合
●お弁当 ●ペットボトルのお茶 ●缶コーヒー
分別は右のとおりです。正しく分別されていないと収集されません。

分
別

- 割り箸、食べ残し ⇒ 可燃ごみ
- お弁当容器、ペットボトル ⇒ 不燃ごみ
- 空き缶 ⇒ 資源物(缶類)

☆スプレー缶等は「有害ごみ」で出しましょう



令和7年10月1日より、スプレー缶やガスボンベ（カートリッジ式）の分別区分が「資源物」から「有害ごみ」に変更となりました。

危険な事故につながる可能性があるため、必ず使いきってから出してください（穴あけ不要）。

なお、未使用のものや使いかけのものは市では回収できませんので、市ホームページに掲載している一般廃棄物収集運搬許可業者へ引取りを依頼してください。

☆野外焼却はやめましょう



野外焼却は、一部例外（※）を除き原則として禁止されており、厳しい罰則もあります。（5年以下の拘禁刑又は1千万円以下の罰金、又はこれを併科）

野外焼却を見かけた場合は、行田警察署(☎048-553-0110)へ通報してください。

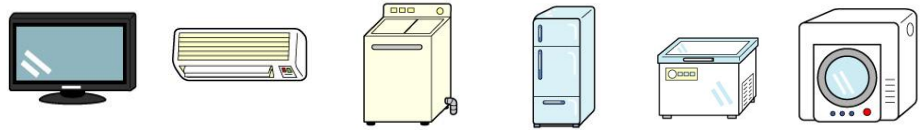
地面で直接行う焼却だけでなく、ドラム缶やブロック囲いでの焼却も禁止されています。煙やにおいによる近隣の方々への迷惑や有害物質の発生の原因となるのでやめましょう。家庭ごみは自分で焼却せず、決められた方法で適切に排出してください。

※農業を営むためやむを得ない場合等は例外として扱われますが、周囲の生活環境が損なわれる場合は、指導の対象となる場合があります。

※ 裏面もご覧ください

☆家電リサイクル法対象品を適切に処分しましょう

テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機の家電6品目は、家電リサイクル法の対象となっています。これらはごみ集積所へは出せません。次のいずれかにより適切に処分してください。



①販売店に引取りを依頼する

購入した販売店に「収集・運搬料金」と「リサイクル料金」を支払って、引取りの依頼をするか、買替えの際に引取りの依頼をしてください。

②市の許可業者に収集運搬を依頼する

「収集・運搬料金」と「リサイクル料金」が必要です。「収集・運搬料金」は業者によって異なりますので、事前に直接お問い合わせください。収集・運搬許可業者一覧は、市ホームページに掲載しています。

③指定引取場所に搬入する

事前に廃棄する家電のメーカー名（テレビは画面サイズ、冷蔵庫・冷凍庫は内容積）を確認し、郵便局で「リサイクル料金」を納入し、リサイクル券を廃棄する家電に貼り、指定引取場所に搬入してください。

近隣の指定引取場所	所在地	電話番号
リバー(株) 加須事業所	加須市志多見 2236	0480-61-2055
岡山県貨物運送(株) 鴻巣営業所	鴻巣市箕田 3264-8	048-596-8371

※リサイクル料金については下記のホームページで確認してください。

(一財) 家電製品協会家電リサイクル券センター <https://www.rkc.aeha.or.jp/index.html>

☆路上喫煙やポイ捨てはやめましょう



喫煙は指定された場所で行いましょう。ごみのポイ捨てはやめましょう。

皆様の心がけで良好な生活環境を確保し、清潔なまちをつくりましょう。

☆空き地を適正に管理しましょう



空き地の雑草を放置すると、害虫が発生したり通行の妨げになるなど、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼします。特に、空気の乾燥する季節は火災発生の恐れもあり、大変危険です。

市内に空き地や空き家を所有されている方は、定期的に雑草を刈り取るなど、適正に管理してください。

問い合わせ：行田市環境課 (048-556-9530)